

Info
5

子どもたちの挑戦が地域の未来をつくる!

ジュニアビレッジの活動を応援しよう

菊川ジュニアビレッジでは、小中学生が年間を通して茶業を盛り上げる特産品の開発と販売に取り組んでいます。未来を担う子どもたちの挑戦を応援してください!

ジュニア
ビレッジ

Facebook



Instagram

問い合わせ グローカルデザインスクール株式会社 (☎0548-88-9945 E-mail:support@global-ds.co.jp)

■ 菊川ジュニアビレッジとは?

小中学生が主体となり、畑と地域を学び舎に「生きる力」を育むプロジェクトです。子どもたちは、地域の大人たちとともに農業や商品開発、販売に取り組み、AI時代に必要な実践的な力を養うなど、社会の一員として地域に貢献する経験を重ねています。「菊川の茶業を盛り上げる」という目標を掲げ、「菊川で生きる、お茶と生きる、元気に生きる」をスローガンに、地域とともに生きる意識を持ち、試行錯誤を重ねながら、解決策を考え、行動することで、菊川の未来を共に育みます。



子どもたちが栽培・収穫

■ 小中学生が作った!!「本気のハーブティー」

子どもたち自ら栽培・収穫したハーブと、和紅茶を独自にブレンドしたハーブティーを商品化しています。ターゲット設定やデザインも子どもたち主体で決定し、令和5年度には年間売上200万円を達成!菊川産の茶葉をふんだんに使用し、地域の恵みを活かした一品です。こだわりと想いの詰まったハーブティーをぜひご堪能ください。



完成!

日頃頑張っている
あなたへ送る
やさしい甘さの
ハーブティー



商品の詳細はこちら▶



〈リーフサポーターのご案内〉
菊川ジュニアビレッジでは、リーフサポーターとして活動を支援してくれる人を募集しています。詳細はホームページ(右記)よりご覧ください。

Info
6

「罹災証明書」「被災証明書」の発行

写真で被害の記録を保存しましょう

災害で住まいが被害を受けた時は、片付けや修理の前に、まずは家の被害状況を写真に撮って保存しましょう。市から罹災証明書や被災証明書を取得して支援を受ける時や保険会社に損害保険を請求する時などに役立ちます。被害写真を撮影するときのポイントを紹介します。

問い合わせ 税務課資産税係(☎35-0913)

■ 被害状況の記録を忘れずに

「罹災証明書」と「被災証明書」の申請には、被災状況がわかる「全体」と「詳細」の記録(写真撮影)をお願いします。被災状況の記録は、損害保険などの請求にも必要になる場合があります。

※申請の前に、必要とする各関係機関へ確認ください。

※被災状況がわかる写真などの提出がない場合、証明書を発行できない場合があります。

Point

- ・カメラやスマートフォンで、なるべく四方向から撮影する。
- ・被害の大きさがわかるように、メジャーなどをあてて、全体の様子がわかる引いた写真と、目盛りが読み取れるように寄った写真の2種類を撮る。
- ・写真に撮影日時の記録を残しておく。
- ・被害状況がわかるよう、被害箇所のクローズアップ写真や指差し確認による写真を撮影をする。



▲寄った写真の例

■ 対象

- ・罹災証明書:住家
- ・被災証明書:空き家、納屋および倉庫などの非住家建物、カーポートや自動車など工作物、および動産、所有するアパートの被災など

■ 申請期限

災害発生日から6カ月以内

■ 申請方法

- ・税務課資産税係の窓口へ下記の持ち物を提出
- ・マイナポータルから電子申請(右記)



■ 持ち物

身分証明書、被災状況の確認できる写真、建物図面など間取りがわかるもの(提出可能な場合)、修理費用のわかる請求書、見積書など

※代理人の場合は、委任状および代理人の身分証明書

